動物用医薬品専門調査会における審議結果について

1. 審議結果

厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたクロステボルに係る食品健康影響評価(令和2年3月17日付け厚生労働省発生食0317第1号)については、令和4年10月12日に開催された第256回動物用医薬品専門調査会において審議され、審議結果(案)がとりまとめられた。

2. クロステボルに係る食品健康影響評価についての意見・情報の募集について 上記品目に関する「審議結果(案)」を食品安全委員会ホームページ等に公開し、 意見・情報を募集する。

1)募集期間

令和4年12月13日(火)開催の食品安全委員会(第882回会合)の翌日の令和4年12月14日(水)から令和5年1月12日(木)までの30日間。

2) 受付体制

電子メールフォーム(ホームページ上)、ファックス及び郵送

3) 意見・情報提供等への対応

いただいた意見・情報等をとりまとめ、動物用医薬品専門調査会の座長の指示の もと、必要に応じて専門調査会を開催し、審議結果をとりまとめ、食品安全委員会 に報告する。

(案)

動物用医薬品評価書 クロステボル

令和4年(2022年)12月

食品安全委員会動物用医薬品専門調査会

目次

	貝
○ 審議の経緯	2
O 食品安全委員会委員名簿	2
〇 食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿	
I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見	3
1. 一般名及び構造	3
2. 用途	3
3. 使用目的	3
4. 提出された毒性試験の概要	
Ⅱ. 食品健康影響評価	3
表1 遺伝毒性試験の概要	4
• 別紙:検査値等略称	5
• 参昭	6

〈審議の経緯〉

2020年 3月 17日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価につ

いて要請(厚生労働省発生食0317第1号)、関係資料の接受

2020年 3月 24日第777回食品安全委員会(要請事項説明)

2022 年 10 月 12 日 第 256 回動物用医薬品専門調査会 2022 年 12 月 13 日 第 882 回食品安全委員会(報告)

〈食品安全委員会委員名簿〉

(2021年6月30日まで) (2021年7月1日から)

佐藤 洋 (委員長*) 山本 茂貴 (委員長)

山本 茂貴(委員長代理*) 浅野 哲(委員長代理 第一順位) 川西 徹 川西 徹(委員長代理 第二順位) 吉田 緑 脇 昌子(委員長代理 第三順位)

香西 みどり香西 みどり堀口 逸子松永 和紀吉田 充吉田 充

*:2018年7月2日から

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿〉

(2021年10月1日から)

青山 博昭 (座長*)桑村 充内木 綾石塚 真由美 (座長代理*)島田 章則中西 剛青木 博史島田 美樹宮田 昌明稲見 圭子須永 藤子山本 昌美

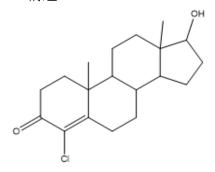
*: 2021年11月15日から

I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見

1. 一般名及び構造

一般名:クロステボル

<構造>



2. 用途

動物用医薬品

3. 使用目的

ホルモン剤

4. 遺伝毒性試験の概要

表1参照

Ⅱ. 食品健康影響評価

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項及びD 各条の項において残留基準(参照1)が設定されているクロステボルについて、食品健康影響評価を実施した。

具体的な評価は、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成 18 年 6 月 29 日食品安全委員会決定)の 2 (2) ①の「その他の方法」として、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において定めた「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和 2 年 5 月 18 日動物用医薬品専門調査会及び令和 2 年 6 月 15 日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。)に基づき、厚生労働省から提出された資料(参照 2 ~6)を用いて行った。

クロステボルは、これまで国内外において評価が行われておらず、ADI の設定が行われていない。

各種遺伝毒性試験(表1)の結果から、クロステボルについて遺伝毒性はないと判断した。

クロステボルの NOAEL 等を判断できる毒性試験等は確認することができず、現行のリスク管理の妥当性を判断することはできなかった。

これらのことから、クロステボルは、評価の考え方の3(4)に該当する成分である と判断され、本成分が食品を介して人の健康に及ぼす影響を評価することはできないと 判断した。

表1 遺伝毒性試験の概要

	試験	対象	用量a	結果	参照
in vitro	復帰突然変異試験	Salmonella typhimurium (TA100、TA1535、 TA98、TA1537) Escherichia coli (WP2 uvrA)	5~5,000 μg/plate (±S9)	陰性	参照 3
in vitro	染色体 異常試験	CHL/IU 細胞	短時間処理 0.9~3.6 mg/mL (±S9) 24 時間処理 0.11~0.45 mg/mL (±S9)	陰性	参照 4
in vivo	小核 試験	マウス (CDI(ICR))	500~2,000 mg/kg 体重 経口投与 投与 24 時間後に骨 髄採取	陰性	参照 5

[±]S9: 代謝活性系存在及び非存在下

a: 試験はすべて酢酸クロステボル($C_{21}H_{29}ClO_3$ 分子量 364.91)にて実施されており、用量はすべて酢酸クロステボルとしての量。(クロステボル($C_{19}H_{27}ClO_2$ 分子量 322.87))

<別紙:検査値等略称>

略称等	名称
ADI	許容一日摂取量:Acceptable Daily Intake
NOAEL	無毒性量: No-Observed-Adverse-Effect Level

<参照>

- 1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)
- 2. 厚生労働省:クロステボルに関する資料
- 3. 食品薬品安全センター: 酢酸クロステボルの細菌を用いる復帰突然変異試験(農林水産省委託試験) 2007 (非公開)
- 4. 食品薬品安全センター:酢酸クロステボルのチャイニーズ・ハムスター培養細胞を用いる染色体異常試験(農林水産省委託試験)2007(非公開)
- 5. ボゾリサーチセンター: 酢酸クロステボルのマウスを用いた小核試験(農林水産省委 託試験) 2009 (非公開)
- 6. 厚生労働省:クロステボルの推定摂取量(令和2年3月17日)